

評議員・役員報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人武蔵野緑会（以下「本会」という）の定款第8条、第21条に基づく評議員、役員報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは定款第15条第1項による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、別表第2に定める1人当たりの月額範囲内とする。
- (2) 期末手当の額は、別表第2に定める年額範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員旅費規定による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

(改正)

第6条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長（理事長）が別に定めるものとする。

附則

1. この規定は2018年6月22日から施行する。
2. 「役員報酬等に関する規定」（2017年6月22日施行）は廃止する。
3. 2021年12月6日一部改訂（第5条第2項「ただし書き」削除及び別表1の年間総

額及び交通費の改訂)

別表1 評議員の報酬及び交通費

役 職	報酬日額 (1人当たり)	交通費 (1人、1回当たり)	年間総額 (合計)
評 議 員	15,000 円 (税別)	実費	600,000 円

別表2 常勤役員の報酬

役 職	報酬月額 (1人当たり)	期末手当 (1人当たり)	年間総額
役員 (常勤)	250,000 円 (税別)	750,000 円 (3か月)	4,000,000 円 (税別)

別表3 非常勤役員の報酬

役 職	報酬日額 (1人当たり)	年間総額
役員 (常勤以外)	15,000 円 (税別)	2,000,000 円 (税別)

※1日とは、概ね8時間、半日とは概ね4時間の勤務をいう。